

# 令和7年度 第1回長久手市都市計画審議会 議事録

| 議 事 概 要   |   |
|-----------|---|
| 会議の名称     | 第1回長久手市都市計画審議会  |
| 開催日時      | 令和8年1月19日(月)午後3時から午後3時45分まで   |
| 開催場所      | 長久手市役所 西庁舎3階 研修室  |
| 出席委員      | 【学識経験のある者】<br>浅野純一郎、武田美恵、松宮朝、松本幸正<br>【議会の議員】<br>伊藤真規子、大島令子、富田えいじ<br>【市民】<br>加藤麻穂  |
| 事務局出席者    | 【事務局】<br>建設部長、同部次長、<br>都市計画課長、都市計画係長、都市計画係主任、同係主事、<br>みどりの推進課長、課長補佐兼農政係長、緑化推進係長、<br>教育部中央図書館図書係長、<br>くらし文化部次長(地域共生、観光商工、生涯学習担当)兼生涯学習課<br>担当課長(事業、施設担当)兼文化の家館長、<br>生涯学習課課長補佐(スポーツ担当)兼スポーツ係長、施設係長 |
| 傍聴者人数     | 0人  |
| 会議の公開・非公開 | 公開  |
| 審議の概要     | 【報告事項】<br>1 長久手市都市計画マスタープランの部分改定について<br>2 都市施設の都市計画変更について   |
| 問 合 先     | 長久手市建設部都市計画課 内線324  |

## 1 開会

## 2 あいさつ

建設部 都市計画課 課長より挨拶

## 3 報告事項

### (1) 長久手市都市計画マスタープランの部分改定について

(委員)

スポーツの杜用地の公有地化というところですが、公有地化ということは、土地を市の所有にするということで、議会に報告等があると思うがどうか。また、その順序として、都市計画マスタープランにも位置づけないと購入ができないものか聞かせていただきたい。

(事務局)

将来的な公有地化に向けて事業を進めています。実際に購入する際には、金額も含め、議会へ報

告等を行います。現在はその段階まで進んでいません。

現状は、公有地化を含む再整備を都市計画事業として進めるために都市計画に位置づける必要があります。今回はその最初のステップとして、都市計画マスタープランの改定を目指しています。

(委員)

総合計画に公有地化の記載がある。これは基本方針ということで位置づけられていると理解しているが、その上位概念、「なぜ公有地化が必要なのか」といった記載が欲しい。それは総合計画にどのように表現されているか。例えば、これから長久手市は健康長寿のためにスポーツに力を入れるだとか。もう一つは施設の集約。それは今後の維持管理を考えたときに施設は集約していくということであると思うが、何かスポーツに関する概念が欲しい。

(事務局)

総合計画に記載はありませんが、市民アンケート等から、本市はスポーツへの関心が高い市民が多いことがわかっており、そのような状況を踏まえ、市としてもスポーツを盛り上げていきたいという思いがあります。また、スポーツ施設の統廃合を踏まえると、現状スポーツの杜がありますので、この位置をもってスポーツ及びレクリエーションというところで、もっとスポーツを広げたいという思いから、総合計画内の「公有地化」という記載につながっています。

(委員)

書いていただく文章は何か上位の概念を受けて、それに対してどういう取り組みということで、この公有地化と集約、機能の強化というのをを出していただけると理解しやすいと思う。

それから二点目ですが、都市計画マスタープランの将来構造図にはスポーツの杜を取り囲むように東部丘陵の自然軸があります。今回この軸が崩れるような、或いは崩してしまうような拠点という位置づけではないということでしょうか。

(事務局)

自然軸の概念を崩すようなものではないと考えています。また、実際の整備についても東部丘陵の自然環境を生かした整備を図っていきたいと考えています。

(委員)

スポーツ施設であるということなので、子どもたちからお年を召した方々も、みんながアクセスしやすいというのは重要だと思う。当初は道路基盤が少し弱いように感じたが、すぐ東側に瀬戸大府東海線があり、今後整備が進むということなので、道路交通のアクセスは十分だと思う。

そういう意味で基盤としてはあるということで、位置づけとしてはいいと思う。また、位置についても、既存施設の活用を前提としつつ、自然豊かな東部の環境を活かした整備を検討する場合、本位置がふさわしいものであろうと理解している。本当は市の中心部が良いが、一方で、自然豊かな東側ということで、さらに元々の基盤があるということでここがふさわしい位置というふうには理解はできたので、あとは実際に計画が進んでいくにあたっては、「誰もがアクセスしやすい」といった内容の方針が、拠点の位置づけと併せて記載できると良い。

(事務局)

意見を踏まえ修正します。

(会長)

計画への記載や説明として、市民ニーズ等があってそれに答えるために整備しますというだけでなく、市として、健康増進、医療福祉で貢献する、子どもの教育に繋がるといった理念的な部分が

ないと、少し弱いように感じる。

また、今後の整備時に、国の補助金等の活用を見据えた場合も、そのような記載がないと少し説得力に欠けるように感じる。

何か別分野と連携しながら進める等の観点の記載があったほうがこの先はいいのではないかと考える。

(委員)

瀬戸大府東海線沿いであることを考えると瀬戸市や日進市からもアクセスできる。施設の規模感は近隣の類似施設と比較するとどうか。

(事務局)

近隣市の類似施設と比較するとコンパクトな想定ではありますが、本位置であることから、自然豊かな環境を活かした施設として整備を検討しており、その点は強みや特色であると考えています。

(委員)

類似施設と差別化が図れるような機能を持たせることは重要だと思う。差別化を図り、瀬戸大府東海線を利用した近隣からの利用者が見込めるとよい。

## (2) 都市施設の都市計画変更について

(委員)

文化の家の区域だが、通路のようなものは区域に含んでいないがなぜか。

(事務局)

通路のようなものは歩行者等専用道路であるからです。計画図西側の大きな区域が文化の家本体で、東側の都市計画道路高根線沿いは文化の家のエントランス、バックヤード等であるため区域としています。

(委員)

東側の都市計画道路高根線沿いでも一部区域に含んでいない部分があるがそこはなぜ抜いているのか。

(事務局)

民地であるため抜いてます。

(委員)

将来的に一体的に整備する予定もないのか。

(事務局)

ありません。

(委員)

歩行者等専用道路は都市計画決定された施設か。

(事務局)

都市計画決定された施設ではありません。

(委員)

都市計画施設でなければ区域に含め、一体的に整備といった可能性も検討出来たのではないか。

(事務局)

本歩行者等専用道路は、文化の家周辺を周遊するためだけのものではなく、北側は香流川沿いの

香流川緑道につながっており、また、東側は都市計画道路高根線を横断するための歩道橋により桧ケ根公園につながっています。さらに、桧ケ根公園からも南東に向かって歩行者等専用道路がつながっており、一体的な歩行者ネットワークとして整備されています。そのため、文化の家の区域としては含まない整理をしています。

(委員)

ネットワーク化されていることは非常に良いと考える。区域に含めていない理由についても了解した。

市内には、香流川緑道や、せせらぎの径といった、特徴的な歩行者ネットワーク機能が都市計画施設として位置づけられており、魅力となっていると考える。同様に、本歩行者等専用道路のネットワークについても都市計画に位置づけ、将来にわたって維持管理を進めていくといった考えもあっても良いと思う。

(委員)

長久手市は、ふるさと納税での税の流出が大きく、かつ不交付団体であるため補填を受けることが出来ず非常に厳しい財政状況となっている。そのようなことを踏まえ、目的税である都市計画税を使用するため、建築から相当年数経っている、文化の家及び中央図書館を都市計画決定し、改修を行うことを目指すと議会への説明で聞いている。

(事務局)

都市計画決定の効果として、都市計画施設等の整備や改修等に活用が可能な都市計画税を充当していくことが可能となる側面もありますが、本都市計画決定の主目的は、本市の都市計画上、将来にわたって、現在の位置に文化機能、図書館機能が必要であることや、都市計画マスタープランにおいて、両施設周辺が文化交流拠点として位置づけられていること、将来に向けてより魅力的な拠点の形成が求められていることを踏まえ、明確に都市計画に位置づけ、より魅力的な施設に向けた改修や持続可能な施設管理運営を目指すことです。

(委員)

施設改修に都市計画税を活用する必要があるから都市計画決定する。そういう説明であれば、理解を得がたい。そういう側面もあるが、実際はそもそも文化の家周辺は文化交流拠点として位置づけられている。従って長久手市としては、ここの施設を文化交流交流拠点として施設を今後維持管理していく、或いは充実していくということで、改めて都市計画決定する。その結果として都市計画税が活用できる。

(会長)

長久手市立地適正化計画において、図書館も都市機能誘導施設として設定されているのか。

(事務局)

設定しています。

以上